

障害者（児）施設整備促進事業の拡充について

1 概要

親亡き後を見据えた障害者グループホームや、常に介護を必要とする障害者に向けた生活介護事業所に対するニーズが高いが、施設整備に高額な費用がかかること等から、民間事業者による開設が進みにくい状況が続いている。また、障害児通所施設（特に放課後等デイサービス）の利用希望者数は増加しており、整備を促進するための一層の支援が必要である。

そこで、整備費補助金等の補助限度額及び補助率を現行から引き上げることで、民間事業者による整備の促進を図るものである。

2 レベルアップ内容

(1) 障害者グループホーム整備費補助金

※改修の限度額は変更なし。

施設種別 補助単位	新		旧			
	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率		
グループホーム 1ユニット	創設	4人以下 50,000千円	9/10	創設	4人以下 25,000千円	3/4
		5人以上 60,000千円			5人以上 30,000千円	

(2) 障害者（児）通所施設整備費補助金

※就労継続支援は変更なし。また、改修の限度額も変更なし。

施設種別 補助単位	新		旧			
	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率		
生活介護 1建物	創設	40人未満 80,000千円	9/10	創設	40人未満 40,000千円	3/4
		40人以上 100,000千円			40人以上 50,000千円	
児童発達支援 放課後等デイサービス 1建物	創設	重心・医ケア児※ 50,000千円	9/10	創設	重心・医ケア児 30,000千円	3/4
		重心・医ケア児以外 30,000千円			重心・医ケア児以外 20,000千円	

※主として重症心身障害児又は医療的ケア児を対象とする施設

(3) 障害児通所施設開所費用補助金

※児童発達支援は変更なし。

施設種別・対象		項目(上限)	補助限度額(1か月あたり)	
			新	旧
放課後等デイサービス	重心・医ケア児	家賃(3か月まで)	300 千円	200 千円
		礼金(2か月まで)		
		仲介手数料(2か月まで)		
		駐車場代(3か月まで)	現行どおり	50 千円
	重心・医ケア児以外	家賃(3か月まで)	200 千円	100 千円
		礼金(2か月まで)		
		仲介手数料(2か月まで)		
		駐車場代(3か月まで)	現行どおり	50 千円

3 スケジュール(予定)

令和6年4月 改正要綱の施行